

【基本理念】(第3条)

- ・公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- ・契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- ・労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ・社会的責任の向上に努めること。
- ・地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

高山市(発注者)

【責務】(第4条)

- 公契約に関する施策の適正かつ総合的な実施
- ・適正な予定価格の設定
 - ・適正な入札方法等の採用
 - ・市内事業者の積極的な活用
 - ・変更契約の締結
 - ・不正行為の排除
 - ・公契約に関する情報の公表

事業者等(受注者)

【責務】(第5条)

- 労働基準法その他関係法令の遵守による適正な労働環境の確保
公契約の適正な履行及び市が実施する公契約に関する施策への協力
- ・適正な入札価格の設定
 - ・市内事業者の積極的な活用
 - ・下請負人との合意に基づいた公正な契約の締結

公契約の締結

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み(その①)】

- ・労働環境報告書に対する調査等の実施(第11条)
- ・条例に反している場合の是正指導(第12条)
- ・是正指導に従わない場合、虚偽の報告があった場合等の関係機関への通報、又は指名停止等の措置(第13条)

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み(その①)】

- ・労働環境報告書の提出(第6条)
- ・予定価格が1千万円以上の工事
- ・予定価格が5百万円以上の下に掲げる業務委託その他の請負契約
 - a) 測量、建設コンサルタント業務委託
 - b) 役務の提供に係る業務委託その他の請負契約
- ・是正指導を受けた際の是正と是正内容の報告(第12条)

労働環境報告書の提出

調査・是正指導

是正内容の報告

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み(その②)】

- ・申出に対する調査等の実施(第11条)
- ・条例に反している場合の是正指導(第12条)
- ・是正指導に従わない場合、虚偽の報告があった場合等の関係機関への通報、又は指名停止等の措置(第13条)
- ・申出を行った労働者等への是正指導結果等の報告(第14条)

【適正な労働環境の確保に向けた仕組み(その②)】

- ・労働者等への周知(第7条)
- ・申出を理由とした労働者等への不利益取扱いの禁止(第9条)
- ・是正指導を受けた際の是正と是正内容の報告(第12条)

- 【周知】**
- ・条例の概要
 - ・公契約の名称
 - ・労働環境報告書の内容 等

申出窓口の設置(第10条)

労働者等からの申出の受付

申出

労働者等

事業者等がこの条例に定める事項に反している疑いがあるときは、市長に申し出ることができる。(第8条)
〔請負金額に関係なく公契約に従事する全ての労働者が対象〕

是正内容の報告

是正指導結果等の労働者への報告

【意見聴取】(第15条)

公契約に関する制度の適正な運用を図るため、必要に応じ関係団体の意見聴取等を行う。